JR東海労ニュース

№. 873 2006年11月14日 **JR東海労働組合**

一乗務員から駅への還流」に関する申し入れ

現在「乗務員から駅への還流」に伴う研修センターへの入所の通知が行われています。今回は2度目の人事異動となりJNR採用社員も対象とされています。私たちはその判断基準や運用の問題点について以下の申し入れ(要旨)を行いました。

- ①「乗務員から駅への還流」の異動計画における人数、時期を明らかにすること。 また、新幹線・在来線の各駅要員需給について明らかにすること。その場合、基 準人員、現在員、年齢構成などを具体的に明らかにすること。
- ②今年度あらためてJNR採用社員を異動する場合の人選基準など、具体的な考え方を明らかにすること。
- ③人事異動にあたって、JR採用社員のみを対象に説明会を行っている職場があるが、社員への説明は、対象職場、対象社員全員に行い、十分本人の希望を尊重すること。
- ④JNR採用社員を「乗務員から駅への還流」により異動する場合、概ね10年間の「指導・飛躍期間のイメージ」には当てはまらないため、現実的には過渡的な対応となる。具体的な期間の考え方を明らかにすること。
- ⑤駅業務の経験がないJNR採用社員を「乗務員から駅へ還流」させる場合、経験のあるJR採用者とでは教育の内容や期間などが自ずと変わる。具体的に明らかにすること。
- ⑥今回、人事運用にあたって「3年間で乗務員へ戻る」ということがまことしやかに言われている職場がある。このことは、会社が言っていた「運用イメージ」とは大きくずれがある。見解を明らかにすること。
- ⑦JR東海労は、運輸系統社員の運用変更が会社の「イメージ・考え方」通りに 進んでいないと考える。現実的に本人の希望が尊重されない人事運用や各所要員需給状況 などで必ずしも思うようには進んでいない。また、女性社員の不満や若手社員の退職など 問題点も多く発生している。社員運用の変更を実施して以降、今日段階の会社の施策に関 する評価を明らかにすること。

一会社は解明に答えよ!